



# うちなー健康経営宣言

第1040号

令和 4 年 10 月 14 日 登録  
令和 年 月 日 更新

社員とその家族が安心して暮らしていける職場づくり・心身の健康促進に取り組んでいきます。

## 取組事項

- 1．労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 2．健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
- 3．健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聞いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 4．禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
- 5．感染症予防に取り組む。
- 6．時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
- 7．治療と仕事の両立支援に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。